

自由金利型定期預金「大口定期預金」

商品名		自由金利型定期預金（愛称：大口定期預金）
取扱科目		定期預金
販売対象		個人、法人
期間		○ 定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ※ 預入時のお申し出により、自動継続（利息受取型または元金成長型）または継続無しのお取扱いができます。 ○ 満期日指定方式 1ヶ月超5年未満 ※ 自動継続のお取扱いはできません。
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	1, 000万円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括してお支払いします。
利息	適用金利	固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。
	計算方法	付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	税金	○ 個人のお客様 利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○ 法人のお客様 利息に対し20%の総合課税が適用されます。（非課税法人の場合は非課税）
	金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へお問い合わせ下さい。
手数料		必要ございません。
付加できる特約事項		個人のお客様は自動継続扱いのものを、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）

中途解約時の取り扱い	満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。 ○ 預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率を適用します。 A 解約日における普通預金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ○ 預入日の1ヶ月後の応答日以後に解約する場合 次のAおよびB（Bの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率を適用します。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ※ 「基準利率」とは中途解約日から満期日までこの預金の元金を預入し直した場合に適用される当組合所定の利率 ※ 中間払利息をお支払済の場合は、上記利率により算出した支払利息と中間払利息との差額を清算します。 中間払利息をお支払済のものを中途解約する場合、中間払利息の合計額が中途解約利息により計算した利息額を上回ることがあります。 こうした場合には、中途解約利率により計算した利息額以上に支払われた金額について、中途解約時にお返しする定期預金元金から清算（中途解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合があります）させていただきますが、元本割れではございませんのであらかじめご了承下さい。
-------------------	---

苦情処理措置・ 紛争解決措置	○ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 【窓口：益田信用組合 業務推進部】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後3時 電話：0576-25-2009 なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.masushin.jp ○ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
その他参考となる事項	本商品は預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 詳細につきましては、自由金利型定期預金（非継続型）規定および自由金利型定期預金（自動継続型）規定をご覧ください。

（2012年7月2日現在適用中）